

赤字部分の記入をお願いします。

令和7年度 福岡市幼稚園型一時預かり事業 資金計画書

園名： ○○幼稚園

記入例

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	令和8年度 4月	令和8年度 5月	合計
収入	利用料	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	340,000	340,000	340,000	340,000	4,000,000			4,000,000
	補助金											3,223,000		3,223,000		3,223,100	6,446,100
	その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	642,000	0	0	0	642,000		643,222	1,285,222
	計	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	982,000	340,000	3,563,000	340,000	7,865,000	0	3,866,322	11,731,322
支出	人件費	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	9,000,000			9,000,000
	管理費	133,000	133,000	133,000	133,000	133,000	133,000	133,000	133,000	134,000	134,000	134,000	134,000	1,600,000			1,600,000
	その他の経費	94,000	94,000	94,000	94,000	94,000	94,000	94,000	94,000	94,000	95,000	95,000	95,322	1,131,322			1,131,322
	計	977,000	977,000	977,000	977,000	977,000	977,000	977,000	977,000	978,000	979,000	979,000	979,322	11,731,322	0	0	11,731,322
														差引残高① 収入－支出 (4月～3月分)			0
															差引残高② 収入－支出 (4月～5月分)		0

保護者から徴収した保育料の合計額

補助金交付申請額と同額
(加算の該当がある場合は、除く)

その他の収入の合計額
(加算の該当がある場合の加算額含む)

※この補助金は、補助対象事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、年度途中で補助金の半額を交付するものとしている（一括を希望する場合を除く）。
その後、年度末の実績報告を踏まえ、補助金額を確定させ、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還しなければならない。

【補助金支払い(1回目)について】

○「福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書」中の「3. 補助金交付申請額」に記載した額の半額を年度途中に一度、福岡市 → 施設へ支払予定となります。(2月支払い見込み)
そのため、収入の補助金額(2月)欄には、補助金交付申請額の半額をご記入ください。
※2月支払予定としておりますが、各対象施設からの提出状況、本市での不備・不足書類への対応状況等により、支払時期が後ろ倒しとなる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。
※資金計画書の差引残高(収入-支出)については、下記のとおりとなっていることを確認してください。

【資金計画書】

差引残高①

=

補助金額(見込み)

=

6,446,100円

【交付申請書中の補助金交付申請額】

=

3,865,000円

【交付申請書中の補助金交付申請額の1/2】

=

1,932,500円

←収入の補助金(2月)

【参考:補助金支払い(2回目)について】

○補助金の残り半額分については、年度末の「福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金実績報告書」の内容を踏まえ、補助金額を確定させたのち、補助金額(確定)と1回目支払済み額との差額分を2回目支払額として、支払予定となります。

【補助金額(確定)と1回目支払済み額との差額】

2回目支払額(令和8年5月精算)

=

3,866,322円

【実績報告】

=

6,446,100円

【交付申請書中の補助金交付申請額の1/2】

=

1,932,500円

←収入の補助金(2月)